

発委第2号

令和6年1月29日

北栄町議会議長 野田 秀樹 様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 前田 栄治

北栄町議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

予算決算常任委員会の設置に伴い、委員会付託の省略についての規定を定めるため。

北栄町議会規則第 号

北栄町議会会議規則の一部を改正する規則

北栄町議会会議規則(平成17年北栄町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第39条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。</u></p> <p><u>3 提出者の説明又は第1項の委員会付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</u></p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</p>

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。